

熊本県告示第 744 号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和 34 年熊本県条例第 44 号)第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定め、平成 14 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

なお、平成 5 年 5 月 24 日告示第 434 号は、廃止する。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
25 歳未満	5,316 円	13,408 円
25 歳以上 30 歳未満	6,164 円	13,442 円
30 歳以上 35 歳未満	6,869 円	16,585 円
35 歳以上 40 歳未満	7,350 円	19,380 円
40 歳以上 45 歳未満	7,325 円	21,668 円
45 歳以上 50 歳未満	7,257 円	22,681 円
50 歳以上 55 歳未満	7,047 円	24,388 円
55 歳以上 60 歳未満	6,411 円	23,467 円
60 歳以上 65 歳未満	4,413 円	19,687 円
65 歳以上 70 歳未満	4,250 円	14,875 円
70 歳以上	4,250 円	13,408 円

熊本県告示第 745 号

平成 4 年 7 月 17 日告示第 513 号の一部を次のように改正し、平成 14 年 4 月 1 日以降の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「

最低限度額	最高限度額
4,337 円	13,361 円
5,347 円	13,361 円
6,216 円	13,405 円
7,057 円	16,845 円
7,473 円	19,349 円
7,517 円	21,686 円
7,423 円	22,836 円
7,205 円	24,544 円
6,632 円	24,168 円
4,537 円	20,826 円
4,270 円	15,283 円
4,270 円	13,361 円

」

を

最低限度額	最高限度額
4,250 円	13,408 円
5,316 円	13,408 円
6,164 円	13,442 円
6,869 円	16,585 円
7,350 円	19,380 円
7,325 円	21,668 円
7,257 円	22,681 円
7,047 円	24,388 円
6,411 円	23,467 円
4,413 円	19,687 円
4,250 円	14,875 円
4,250 円	13,408 円

に改める。」

熊本県告示第 746 号

昭和 49 年 2 月 28 日熊本県告示第 167 号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改め、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 規制基準 (2) 市町村の管轄地域の一部地域を規制する市町村中「、上村、免田町、岡原村」、及び「、須恵村、深田村」を削り、「錦町」の次に「、あさぎり町」を

加える。

公 告

熊本県公告第 746 号  
 熊本市白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。  
 平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	西 山 敬 吾	熊本市河内町白浜 2823 番地
"	村 田 和 正	熊本市河内町白浜 2108 番地
"	小 崎 忠	熊本市河内町白浜 991 番地
"	浜 口 俊 一	熊本市河内町白浜 2846 番地 1
"	村 上 元 巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
"	村 上 政 巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
監 事	南 政 徳	熊本市河内町白浜 898 番地
"	小 崎 雅 輔	熊本市河内町白浜 887 番地

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	村 田 和 正	熊本市河内町白浜 2108 番地
"	村 上 元 巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
"	浜 口 俊 一	熊本市河内町白浜 2846 番地 1
"	村 上 政 巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
"	藤 森 義 人	熊本市河内町白浜 16 番地
"	高 本 泰	熊本市河内町白浜 907 番地
監 事	村 上 守 夫	熊本市河内町白浜 1061 番地
"	津 田 敬 二	熊本市河内町白浜 3190 番地 2

熊本県公告第 747 号  
 球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。  
 平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	久保田 昇	球磨郡山江村大字山田丁 256 番地

熊本県公告第 748 号  
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、  
 同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡西合志町大字須屋字七ツ石 2972 番 49、同 2972 番 50 の一部、同 2972 番 81 の一部、同 2972 番 104 の一部、同 2972 番 107 の一部、同 2972 番 243 及び同字宗玄野 2988 番 19  
 4,447.73 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 菊池郡西合志町大字須屋 2022 番 2  
 有限会社辻不動産

熊本県公告第 749 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成 14 年 9 月 20 日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的  
増員要求等 77 項目の要求獲得
- 2 争議行為の日時  
平成 14 年 10 月 1 日午前 0 時から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 争議行為の種類  
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。
- 4 争議行為を行う場所  
健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地（八代市松江城町 2-26）

訓 令

熊本県訓令第 49 号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関

熊本県人権センター設置規程を次のように定める。  
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県人権センター設置規程

（設置）

第 1 条 人権啓発等に係る施策を推進するため、環境生活部人権同和対策課に人権センター（以下「センター」という。）を置く。

（分掌事務）

第 2 条 センターは、人権に関する啓発、人材育成及び相談に関する事務を分掌する。

（職員）

第 3 条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。

- 2 センターに、課長補佐を置くことができる。
- 3 センターに、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第 4 条 センター長は、環境生活部人権同和対策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第 5 条 センターに係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、人権同和対策課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、人権同和対策課長が不在のときは、センター長が代決することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ人権同和対策課長が指定した事項については、センター長が専決することができる。

（庶務）

第 6 条 センターの庶務は、環境生活部人権同和対策課において行う。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県庁処務規程の一部を次のように改正する。  
別表第 3 環境生活部人権同和対策課の項中第 2 項を削り、第 3 項から第 6 項までを 1 項づつ繰り上げ、同表同部同課の項に次のように加える。

6 人権センターに 関すること。			
---------------------	--	--	--

